

令和7年度つくば市宅配ボックス設置事業補助金交付要項

(趣旨)

第1条 つくば市宅配ボックス設置事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、つくば市補助金等交付適正化規則（昭和62年つくば市規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(補助金の交付の目的)

第2条 補助金は、つくば市内に所在する既設賃貸共同住宅に宅配ボックスの設置を促進し、宅配便の再配達回数を削減することにより、温室効果ガス排出量の削減を図ることを目的として予算の範囲内において交付する。

(定義)

第3条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 既設賃貸共同住宅 補助金の交付を受けようとする年度のつくば市固定資産税課税台帳に登録されている建物のうち、1棟の建物内に複数の住戸が区画され、共用部分の有無にかかわらず、各区画が独立した賃貸用の共同住宅をいう。

(2) 宅配ボックス 次のいずれにも該当するものをいう。

ア 既設賃貸共同住宅の敷地内であって、常時、運送業者が立ち入れる範囲に設置され、運送業者が受取人の不在時に荷物を入れ、受取人が荷物の受取が可能なもの

イ 容易に移動できないようアンカーボルト等で躯体等に固定されているもの

ウ 正当な受取人のみが受領できるセキュリティ機能（鍵、ダイヤル錠、カード認証等）を有しているもの

エ 耐久性、防水性があり、宅配物を安全に保管できるもの

オ 高さ、幅、奥行き の3辺の合計が100cm以上の荷物を受け取り可能なボックスが1つ以上あるもの

カ 新品であるもの

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者（以下、補助対象者という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 既設賃貸共同住宅の所有者。ただし、所有者が複数存在する既設共同住宅については、そのうち1名を補助金の交付対象者とする
- (2) 既設賃貸共同住宅に、当該既設賃貸共同住宅に居住する者が利用するために、宅配ボックスを購入して設置する（以下、「補助事業」という。）者
- (3) 宅配ボックスを設置する既設賃貸共同住宅が、過去につくば市宅配ボックス設置事業補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、宅配ボックスやその付属品（セキュリティ機能や盗難防止器具等）の購入費及び設置工事に係る費用とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の合計の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、既設賃貸共同住宅1棟につき10万円を限度とする。

2 同一の補助対象者への補助金の交付は、1会計年度につき既設賃貸共同住宅2棟分までとする。

(補助金の交付の申請)

第7条 規則第4条第1項に規定する申請は、様式第1号により行うものとする。

2 規則第4条第1項の所定の期日は、補助金の交付を受けようとする年度の2月末日までの日であって、かつ、宅配ボックスの設置工事の着工日の前の日とする。

3 規則第4条第2項第5号の市長が必要と認める書類は、次のとおりである。

- (1) 宅配ボックスを設置しようとする既設共同住宅に係る補助金の交付を受けようとする年度のつくば市固定資産税課税明細書の写し

(2) 見積書その他の宅配ボックスやその付属品の購入及び設置工事に係る費用が確認できる書類の写し

(3) カタログその他の宅配ボックスについての、下記のアからオに掲げる情報が分かる書類の写し

ア 宅配ボックスのメーカー及び型番

イ アンカーボルト等の固定方法

ウ 正当な受取人のみが受領できるセキュリティ機能

エ 耐久性及び防水性

オ 受け取り可能な荷物のサイズ

(4) 既設共同住宅の全景及び宅配ボックス設置予定場所の写真

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の決定の通知)

第8条 規則第7条に規定する通知は、様式第2号により行うものとする。

2 市長は、補助金の交付をすることが不適當であると認めたときは、様式第3号により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更の申請等)

第9条 規則第12条の2に規定する申請は、様式第4号により行うものとする。

2 市長は、規則第12条の2に規定する承認をしたときは、当該申請をした者に対し、速やかに様式第5号により通知するものとする。

(実績報告)

第10条 規則第13条第1項の報告は、様式第6号により行うものとする。

2 申請者は、宅配ボックスの設置工事が完了したときは、完了した日から起算して20日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに前項に定める様式を市長に提出しなければならない。

3 規則第13条第1項の市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 領収書その他の経費の支払いを証明する書類の写し（補助事業実績額の根拠

がわかるもの)

(2) 宅配ボックスの設置状況が確認できる次のアからウに掲げる写真

ア アンカーボルト等での固定状況が確認できる写真

イ セキュリティ機能の有無が分かる写真

ウ 宅配ボックス全体が写っている写真

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 1 1 条 規則第 14 条に規定する通知は、様式第 7 号により行うものとする。

(補助金の請求)

第 1 2 条 規則第 15 条の 2 第 2 項に規定する請求は、様式第 8 号により行うものとする。

(決定の取消し)

第 1 3 条 規則第 16 条第 4 項において準用する規則第 7 条の規定による補助金交付決定の取消の通知は、様式第 9 号により行うものとする。

(補助金の返還)

第 1 4 条 規則第 17 条第 1 項の規定により補助金の返還を命じる場合は、様式第 10 号により行うものとする。

(財産処分の制限等)

第 1 5 条 規則第 20 条ただし書に規定する市長が定める期間は、10 年間とする。

2 規則第 20 条ただし書の規定による市長の承認を受けようとする者は、様式第 11 号による申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の承認をしたときは、様式第 12 号により通知するものとする。

附 則

この要項は、令和 7 年（2025 年）4 月 1 日から施行する。